

【アメリカ】宗教系私立学校への助成に関する連邦最高裁判所判決

専門調査員 海外立法情報調査室主任 ローラー ミカ

* 2022年6月21日、連邦最高裁は、メイン州の就学支援金制度が特定の信仰を促進するような教育を実施する学校を除外していることについて、「信教の自由」に反すると判示した。

1 教育バウチャーと宗教系学校に関する判例

宗教系の私立学校に対する政府の財政支援に関する連邦最高裁判所（以下「最高裁」）判決は変遷しているが、近年、許容的な姿勢がしばしば示されるようになった。生徒とその親の学校選択を資金面で支援するいわゆる教育バウチャー制度について、オハイオ州の就学支援金制度に関する2002年のZelman 事件判決¹は、生徒側の「正真正銘の、独立した私的選択の結果」として宗教組織に公的資金が流れるような、宗教的に中立な給付金プログラムは、「国教樹立禁止」（合衆国憲法修正第1条。政教分離原則の規定）に反しないとした。

その後、最近の裁判では、特に「信教の自由」（同条）との関係で、こうした中立的給付金プログラムにおいて、州には宗教系学校に対し世俗の学校と同様に給付を提供する義務があるのか否かが問題とされてきた。2020年のEspinoza 事件判決²で最高裁は、Trinity Lutheran 事件判決（2017年）³を引用して立論し、モンタナ州が宗教団体傘下にある学校への援助を禁ずる同州憲法の規定を適用してこうした学校での私立学校就学支援金の使用を禁じたことを信教の自由に反するとした。ただし、宗教団体傘下という「宗教的地位」に基づく場合ではなく、公金の「宗教的使用」の場合については、Espinoza 事件判決は判断を保留した。

2 メイン州の学校と就学支援金制度の特徴

今回 Carson 事件最高裁判決⁴において国内で最も辺地（most rural）と表現されたメイン州には、公立ハイスクール（中等教育学校）のない地域が存在している。公立ハイスクールを運営していない（かつ他学区の特定の学校や私立学校との契約を有していない）学区は、生徒側が地理的制約なく選択し入学を許可された、公立学校又は私立学校の就学費用（の一部）を負担する。州憲法上の規定はないが、1981年制定の法律（PL 1981, c. 693）により、この就学支援金制度の適用を受ける学校は、無宗教（nonsectarian）でなければならないとされてきた。同州は「宗教学校」について、宗教団体傘下にあることは決め手ではなく、教科の授業に加え、特定の信仰を促進し、信仰の「レンズ」を通して教材を提示するような学校を指すとしている⁵。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年10月11日である。

¹ Zelman v. Simmons-Harris, 536 U. S. 639 (2002).

² Espinoza v. Montana Department of Revenue, 140 S. Ct. 2246 (2020).

³ Trinity Lutheran Church of Columbia, Inc. v. Comer, 137 S. Ct. 2012 (2017). ミズーリ州の教会傘下の保育学校兼保育所が、校庭舗装のための州補助金受給を宗教組織に認めないことは信教の自由の侵害であると訴えた事案。最高裁は訴えを認め、宗教的性格ゆえに公的給付金の受給資格をなく奪うことは、信教の自由との関係で「最も厳格な審査」を要し、最高レベルの「州の利益」によってのみ正当化される。合衆国憲法の要請を超えた政教分離に係る同州の利益は、これに不十分であるとした。

⁴ Carson v. Makin, 142 S. Ct. 1987 (2022).

⁵ *Id.* at 1993-1994.

3 Carson 事件と最高裁判決

2018年、メイン州が就学支援金制度から「宗教学校」を除外していることは生徒とその親の信教の自由等を侵害しているとして、こうした学校への就学を希望する家族が連邦裁判所に訴えを起こした。原告が希望する学校（いずれもキリスト教系）は、教科の授業と宗教教育は不可分であるとし、また、LGBTQ（性的マイノリティ）の生徒の入学、教職員採用を認めない方針を明らかにしている⁶。

(1) 判決の概要

2022年6月21日、最高裁は、メイン州の就学支援金制度が「宗教学校」を除外していることは、信教の自由に反するとして、連邦控訴裁判所（第1巡回区）の判決を破棄、差し戻した。最高裁は、Trinity Lutheran、Espinoza 両事件判決を基に、宗教ゆえに学校を公的給付の対象外とすることは「厳格な審査」の対象となる。メイン州の制度は合衆国憲法の要請（上記 Zelman 事件判決）よりも徹底した政教分離を促進するものであり、信教の自由の侵害を前にして、州のこのような政教分離の利益を「厳格な審査」を満足させる「やむにやまれぬ利益」ということはできないとした。そして州には私立学校を助成する義務はないが、助成を決定したならば、宗教を理由に対象外とすることはできないとした⁷。

(2) 公立学校相当の論点

第1巡回区は、同州の就学支援金制度は公立学校相当の教育の提供を意図しており、世俗性の義務付けは容認されるとしていた。最高裁は、これを否定し、同制度が適用される私立学校が公立学校に課される州の規制を受けず、独自のカリキュラムを実施するなど、多くの重要な点で公立学校と大きく異なっていることなどを指摘した⁸。

(3) 宗教的地位と宗教的使用の論点

第1巡回区が Trinity Lutheran、Espinoza 両事件と異なり、本件は宗教的使用の事案であるとした点について、最高裁は、信仰の教育は宗教系学校の使命の中核であり、また、学校の教育上の使命遂行の態様にまで踏み込むことは宗教に対する州の関与に関し深刻な懸念を生じさせるなどとし、宗教的地位と宗教的使用の区別は理論上も実務上も意味を持たないとした⁹。

(4) 信仰に基づく差別の問題

今回の判決では信仰に基づく差別の可否は論点ではなかったが、原告が希望する学校は、性的指向・性自認により生徒・教職員を差別するポリシーを有している。メイン州は2021年同州の人権法を改正（PL 2021, c. 366）し、公的資金を受給する宗教組織による性的指向・性自認に基づく教育上の差別を禁じることを明確にしており、今回の判決を不満とする声明の中でも、就学支援金制度適用校が同州の人権法規定を遵守しなければならない旨を再確認している¹⁰。

⁶ [Brief in Opposition for Respondent for No.20-1088 Carson v. Makin], May 21, 2021, pp.7-13. <https://www.supremecourt.gov/DocketPDF/20/20-1088/179829/20210521115727220_Brief%20in%20Opposition%2005%2021%2021.pdf>

⁷ Carson, 142 S. Ct. at 1997-1998.

⁸ *Id.* at 1998-2000. 私立学校は認証機関の認証又は州の認可を得る必要があるが、カリキュラム・教員資格等の自由度は極めて高い。

⁹ *Id.* at 2000-2001.

¹⁰ “Statement of Maine Attorney General Aaron Frey on Supreme Court Decision in Carson v. Makin,” June 21, 2022. <<https://www.maine.gov/ag/news/article.shtml?id=8075979>>